



吉原 豪 理事長

う形でご協力いただいています
——成年後見制度に対する二——
吉原 そうですね。個人的には
ズについては何か感じられるこ
とがあつたのでしょうか。

さまのお役に立てる社会貢献活動です。収益事業ではありますので、経費面も考えて城南信用金庫の本店に本部を置き、会長はさわやか信用金庫の石井名誉顧問、理事長が私ということスタートしました。また、各

地元商店街の会合の中で、参加者の方から、「城南信金さんと
は古くから取引しているけれど、一人暮らしの高齢者が自分で財
産管理ができなくなつたときにもお世話していただけると助か
ります」といったことを言われました。

お金を下さるときには、表半所が許可を出して行うという形になるのです。

することになりますね」というように申し上げたのですが、そうか、成年後見制度をスムーズに利用してもらうために、別法に利用してつくる方法もあるなと思つたわけです。

もうひとつ、成年後見制度に 対して、より良い運営のしくみはないかという問題意識も感じていました。

することになりますね」というように申し上げたのですが、そう利用してもらうために、別法に利用する方法もあるなと思つたわけです。

もうひとつ、成年後見制度に対して、より良い運営のしくみはないかという問題意識も感じていました。

現状の成年後見制度には後見人による使い込みなど問題点も多く、その解決策として裁判所は後見制度支援信託を奨励しています。この場合、財産は信託

吉原 ご存知のように、成年後見事業というのは、高齢で心神喪失状況になると財産管理が危うくなってしまいますので、主に法定後見と申しまして、補助人、保佐人、あるいは後見人になってくれる人を探して、財産管理をゆだねるわけです。

ところが、最近は身寄りのない方も多く、誰を後見人につらよいかという問題に突き当たります。ふさわしいのは弁護士かもしませんが、お金がかかります。一般市民の方々だと負担感が大きいですし、管理責任能力も問われます。

の金融機関が法人を作つて成年後見事業を行うことで、ご本人のご意思に沿つた財産管理ができるれば、それが成年後見を必要とする方々の自己決定権の実現につながるのではないかと考えました。

「一般社団法人しんきん成年後見サポート」に聞く

法人設立の背景と成年後見制度普及への役割

安心で充実した老後生活を 支援すべく財産管理を担う

～地域密着の強みを活かし任意後見にも注力～

成 年後見制度は、高齢者や認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が低下した人の権利を守るための役割を担っている。しかし、2000年4月のスタートから15年も経つというのに、いまだ普及しているとはいがたい。

そうした中、今年に入つて普及を促す新しい動きが出てきた。それが品川区内に営業店をもつ5つの信用金庫が今年1月に設立した「一般社団法人しんきん成年後見サポート」である。その成立立ちと成年後見制度普及への役割について、吉原毅理事長と鈴木陽一事務局長にお話をうかがつた。

社会福祉協議会の指導のもと
5信金が意気投合して設立
——まずは「一般社団法人しん
きん成年後見サポート」の設立
の経緯についてお聞かせください。

ら、高齢者をはじめ地域の皆さまと接する中で、成年後見制度の果たすべき役割的重要性は承知していました。また、城南信用金庫の本店がある品川区は社福祉協議会の活動が全国有数レベルで非常に充実しています。実はその品川区社会福祉協議会の会長を長年にわたり務めておられるのが、さわやか信用金庫の石井傳一郎名誉顧問です。

しんきん成年後見サポートは、その石井会長と社会福祉協議会のご指導を仰ぎながら、さわやか信用金庫の堀口哲彦理事長ともお話しし、品川区に営業店をもつ5つの信用金庫で地域のために役立つことを一緒にできなかいかということで、芝信用金庫さん、目黒信用金庫さん、湘南信用金庫さんにも声をかけさせていただき、意気投合する形で今年1月に一般社団法人として設立しました。